

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号  
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 2 年 11 月 6 日

株式会社 BuySell Technologies  
株式会社 タイムレス

## 株式交換に関する事後開示事項

令和 2 年 11 月 6 日

(株式交換完全親会社)

東京都新宿区四谷四丁目 28 番 8 号 PALT ビル

株式会社 BuySell Technologies

代表取締役社長 岩田 匡平

(株式交換完全子会社)

東京都渋谷区南平台町 16 番 29 号

株式会社タイムレス

代表取締役 太田 大哉

株式会社 BuySell Technologies（以下「BuySell 社」といいます。）と株式会社タイムレス（令和 2 年 10 月 30 日付で株式会社ダイヤコーポレーションから商号変更。以下「タイムレス社」といいます。）は、令和 2 年 8 月 28 日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和 2 年 11 月 6 日を効力発生日として、BuySell 社を株式交換完全親会社とし、タイムレス社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関し、会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

令和 2 年 11 月 6 日

### 2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

#### (1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

タイムレス社の株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

#### (2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

タイムレス社は、会社法第 785 条第 3 項の規定により、令和 2 年 10 月 14 日付で、タイムレス社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である BuySell 社の商号及び住所を通知致しましたが、会社法第 785 条第 1 項による株式の買取請求を行ったタイムレス社の株主はありませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

**3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）**

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

BuySell 社は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定により、令和 2 年 10 月 14 日付で、BuySell 社の株主に対し本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社であるタイムレス社の商号及び住所を電子公告にて公告致しました。なお、BuySell 社は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会決議による承認を受けずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

**4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）**

本株式交換により、BuySell 社に移転したタイムレス社の株式の数は、8 株です。

**5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）**

該当事項はありません。

以上